

東洋の思想と宗教 第三十九號 令和四年（二〇二二）三月 抜刷

彌勒・彌陀信仰よりみる『法華三昧行法』と法華懺法

矢島  
礼迪

## 彌勒・彌陀信仰よりみる『法華三昧行法』と法華懺法

矢島 礼迪

### 一 はじめに

日本の平安初期より天台寺院や宮中において修されてきた佛教儀禮である法華懺法は、中國隋代の僧智顛（五三八―五九七）の撰述とされる『法華三昧行法』をもとに構成されている。<sup>①</sup>しかし、『法華三昧行法』が六根の罪障懺悔と『法華經』の讀誦および坐禪によって法華三昧を得ることを目的としているのに對し、法華懺法は同行法から六根の罪障懺悔と『法華經』の讀誦を抜粹した次第で構成され、かつこれに佛教音樂である聲明が付されている。したがって、法華三昧を得るための行法書であった『法華三昧行法』は、佛教儀禮の次第へと展開したと考えられる。<sup>②</sup>

ただし、法華懺法の名を冠する次第本の古本は、現在、鎌倉中期までしか遡れず、『法華三昧行法』の古本についても先行研究では鎌倉中期までしか確認されていないため、『法華三昧行法』からどのような過程を経て法華懺法の次第が成立したのかを窺い知ることは難しい。筆者はこれまでに法華懺法の前段階に位置する「如法懺法」という懺法が平安末期の天台僧良忍（一〇七三―一一三三）の頃には存在していたことを明らかにしているが、それ以前の次第や實修形態については不明な點が多く残っている。<sup>③</sup>そこで本稿では、『法華三昧行法』と法華懺法にみえる彌勒・彌陀信仰に注目し、次第成立の背景を考察する。

法華懺法の次第には、六根の罪障懺悔の後に「四悔（勸請・

彌勒・彌陀信仰よりみる『法華三昧行法』と法華懺法（矢島）

隨喜・廻向・發願」という段があり、その中の發願段には阿彌陀佛の極樂淨土への往生思想がみえる。しかし、現存する『法華三昧行法』の發願段には、極樂淨土への往生思想だけでなく、彌勒菩薩の兜率天への往生思想も混在して示されている。この點に關して、先行研究では二通りの解釋が示されている。すなわち、兩往生思想が混在した形が發願段の原型であるとす解釋と、極樂淨土への往生思想のみが示される形が發願段の原型であるとす解釋である。

しかし、筆者はこれら以外にも解釋の餘地があるのでないかと考えている。よつて以下では、これまでの研究で注目されていなかつた『法華三昧行法』の寫本と法華懺法の註釋書の記述を手掛かりとして、『法華三昧行法』の發願段の原型について新たな解釋を提示する。そしてその後、法華懺法の發願段が極樂淨土への往生發願へと確立していく思想的な背景を検討することで、法華懺法の次第成立について考察していく。

## 二 法華懺法と『法華三昧行法』の發願段

先述の通り、法華懺法の次第には六根の罪障懺悔の後に勸請・隨喜・廻向・發願で構成される四悔がある。この四悔の

うち、發願段の唱句は「我弟子某至心發願、願臨命終神不亂、正念往生安樂國、面奉彌陀值衆聖、修行十地證常樂、發願已禮三寶。」というものである。この唱句は、次第本の古本である青蓮院門跡吉水藏所藏の鎌倉中期寫本から、現在、日本天台宗の日常勤行に用いられている法華懺法まで變化がない<sup>(4)</sup>。また、これと異なる唱句を示す次第本も現在確認されていない。したがつて、法華懺法の發願段は、鎌倉中期頃には確立していたと考えることができよう。唱句の内容をみると、「正念往生安樂國、面奉彌陀值衆聖」とあり、阿彌陀佛の西方極樂淨土への往生を發願するものであるとわかる。

次に法華懺法が原典とする『法華三昧行法』を確認する。『法華三昧行法』に關する先行研究によれば、同書の古本は稱名寺所藏（金澤文庫管理）の弘安九年（一二八六年）寫本とされている<sup>(5)</sup>。また、稱名寺には同寫本から三〇〇年程後の文保元年（一一三七年）寫本も藏されている。兩寫本の發願段は以下の通りである。なお、兩寫本には傍註があるため併せて示し、便宜上、句讀點も追記した。

### 弘安九年靜慧寫『法華三昧行法』

我弟子某甲至心發願、願臨命終神不亂、正念昇生上兜

正念往生安樂國

率、面奉彌陀值衆聖、修行十地證常樂、發願已禮三寶。

### 文保元年鈔海寫『法華三昧行法』

我弟子某甲至心發願、願臨命終神不亂、正念往生安樂國、昇生上兜率、面奉彌陀值衆聖。修行十地證常樂、發願已禮三寶。

兩寫本をみると、弘安九年寫本は「正念昇生上兜率、面奉彌陀值衆聖」とあり、彌勒菩薩の兜率天に昇って「彌陀」に値うという文句になっている。そして、傍註には「正念往生安樂國」と彌勒の「勒」の字が註されている。また、文保元年寫本では、弘安九年寫本で傍註となっていた「正念往生安樂國」が本文に入り、その後は「面奉彌陀值衆聖」とあって、彌勒の語はみられない。このように稱名寺所藏の兩寫本は、兜率天への往生發願と極樂淨土への往生發願が混在した表記となっている。

先述の通り、この表記に對して『法華三昧行法』の先行研究では、二通りの解釋が示されている。まず多田孝文氏は、智顛の傳に示される入寂の様子を考慮にいれ、稱名寺所藏の寫本のように兩往生思想が混在した表記が發願段の原型である

彌勒・彌陀信仰よりみる『法華三昧行法』と法華懺法(矢島)

ったとして<sup>⑦</sup>いる。次に佐藤哲英氏は、兩往生思想がそれぞれ別本として存在していたと推定しつつ、智顛の往生思想を考慮すれば、極樂淨土への往生發願を示した發願段が原型であったとする<sup>⑧</sup>。つまり、佐藤氏の解釋は、極樂淨土への往生發願を示した發願段に兜率天への往生思想が混入したとするものである。

以上が稱名寺所藏の『法華三昧行法』に對する二通りの解釋である。どちらも一考に値するものであるが、筆者はこれらの解釋に加え、もう一通りの解釋が可能ではないかと考えている。すなわち、兜率天への往生發願を示す文句が『法華三昧行法』の原型で、そこに極樂淨土への往生思想が混入し、法華懺法の次第において極樂淨土への往生發願に確立したとする解釋である。そのように解釋できる根據を以下に論じていく。

### 三 『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』と法華懺法の註釋書

先行研究において、『法華三昧行法』の古本は稱名寺所藏の寫本とされている。しかし、本稿ではそれよりも古い内容を伝える可能性がある寫本の存在を指摘したい。その寫本と

は、大原勝林院所藏の『魚山叢書』に収録されている寫本である。『魚山叢書』は、江戸後期の天台僧覺秀（一八一七—一八八三）が蒐集した聲明關係の叢書で、同叢書の耳之筥五には、安政四年（一八五七年）に寫された『法華三昧行法』が收められている。同寫本の發願段の文句は以下の通りである。なお、寫本中の傍註も併せて示し、便宜上、句讀點と傍線を追記した。

我弟子某甲至心發願、と臨命終神不亂、正念昇生上兜性生安樂國陀率、面奉彌勒值衆聖、修行十地勝常樂、發願已禮三寶。

（中略）

前發願中有本云、願正念往生安樂國、面奉彌陀值衆聖云々。<sup>(9)</sup>

傍線部をみると、本文に兜率天への往生發願が示され、傍註に「往生安樂國」や彌陀の「陀」の字があつて、極樂淨土への往生發願が併記されている。<sup>(10)</sup> また、中略以降の引用は同寫本の卷末にある異本（「有本」）の情報で、發願段を「願正念往生安樂國面奉彌陀值衆聖」とする本もあるとしている。つまり、『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』は、稱名寺所

藏の寫本のように兜率天への往生發願と極樂淨土への往生發願が混在せず、それらが別々の本として存在していたことを示している。

また、『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』で注目すべきは、その奥書である。同寫本の奥書には、底本の情報として「久安二年九月十六日一校了 行圓之」、叢書制作時の奥書として「安政四巳年十一月十五日於大原勝林院久安年中寫得之古本以他筆令書寫一校了 佛子覺秀」とあり、底本が久安二年（一一四六年）の本であつたとされている。同寫本と稱名寺所藏の弘安九年（一二八六年）寫本を校訂したところ、發願段と奥書の異本情報以外の内容に差異はほぼなかつたため、奥書にある底本の年數も信頼してよいと思われる。つまり、『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』は江戸後期の寫本ではあるが、そこに示される内容は稱名寺所藏の弘安九年寫本よりも古いということになる。したがつて、『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』の發願段本文に兜率天への往生發願が示されていることは、『法華三昧行法』の發願段の原型が兜率天への往生發願であつた可能性を示しているといえる。

ちなみに、『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』の存在は、澁谷亮泰編『昭和現存天台書籍綜合目錄』卷下に既に示さ

れているが、同目録では底本の年数を「文安二年（二四四五年）」としているため、これまでの研究では注目されてこなかったようである。<sup>11)</sup>しかし、同目録記載の筥番號や奥書と内容が一致する『法華三昧行法』は『魚山叢書』中に一本しか確認できず、その奥書には楷書で「久安二年」と年数が記されている。<sup>12)</sup>したがって、同寫本の底本を文安二年（二四四五年）とする表記は目録編纂時の誤記である可能性が高い。

また、『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』に關連して、版本の『法華三昧行法』に興味深い内容があるため、ここで紹介したい。その版本とは、谷中天王寺福田藏所藏の寛永二年（一六四四年）刊行本である。同本の情報は『昭和現存天台書籍綜合目錄』増補索引卷に示されているが、底本や版元については版本に記載がないため不明である。<sup>13)</sup>以下は同本の發願段の文句と卷末の情報である。なお、句讀點は筆者が追記した。

我弟子<sup>某甲某</sup> 至心發願、願臨命終神不亂、正念往生安樂國、面奉彌陀值衆聖、修行十地證常樂、發願已禮三寶。

（中略）

前發願中有本云、願正念往生安樂國、面奉彌陀值衆聖

彌勒・彌陀信仰よりみる『法華三昧行法』と法華懺法（矢島）

云々。

發願段の文句は、先にみた法華懺法の次第本などと同じく極樂淨土への往生發願になっているが、注目すべきは中略以降の記述である。中略以降は卷末に示された異本（『有本』）の情報であり、このような記載の仕方は先に示した『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』と同様である。したがって、この版本と『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』は同系統の本ということになる。

ただし、『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』が、本文で兜率天への往生發願を示し、卷末の異本情報では極樂淨土への往生發願を示していたのに對し、この版本では、本文も異本情報も極樂淨土への往生發願を示している。つまり、異本の情報が本文の補足になっていないのである。したがって、この版本の底本の段階で變更が加えられていたか、もしくは版本制作時に變更が加えられた可能性が考えられる。残念ながら版本には底本の情報が示されていないため、その詳細を窺い知ることはできないが、『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』と同系統の本という點では重要である。

さて、『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』の記述から、

『法華三昧行法』の發願段の原型が兜率天への往生發願であつた可能性を指摘したが、『魚山叢書』所收本の卷末には極樂淨土への往生發願が記された異本の存在も示されているため、極樂淨土への往生發願を示す發願段が別に存在し、それが原型であつた可能性も完全には否定できない。そこで以下では、これまでの研究であり用いられていない法華懺法の註釋書に注目したい。

法華懺法の註釋書は室町期頃から確認され、いくつかの翻刻が『天台宗全書』卷一に收められている。翻刻された註釋書を見ると、すべての註釋書で極樂淨土への往生發願に註が加えられているが、『法華懺法私』という文献にのみ往生發願に關する興味深い記述がみえる。以下は『法華懺法私』で發願段を註釋している箇所の一部である。

尋<sup>テ</sup>云、弘<sup>ニ</sup>天台ノ事ヲ釋スルモ、生存常<sup>ニ</sup>願<sup>ヒ</sup>生<sup>ル</sup>都卒<sup>ニ</sup>、臨終<sup>ニ</sup>乃<sup>チ</sup>云フ觀音來迎<sup>ト</sup>文。今ノ發願段<sup>ニ</sup>ハ、正念往生安樂國文、彼釋<sup>ニ</sup>ハ相違セリ。如何<sup>ト</sup>云<sup>ニ</sup>、都率・安養ハ只一所也。所以<sup>ニ</sup>一念三千ノ内證開ケヌレハ、法界一念也。仍<sup>テ</sup>安養・知足<sup>モ</sup>一心ノ内ノ莊嚴也。但<sup>シ</sup>此釋ノ事、生存<sup>ト</sup>者因也。臨終<sup>ハ</sup>果<sup>ニ</sup>當<sup>ル</sup>也。サレハ一念ノ内ノ安養・知足ナレト

モ生存ノ時<sup>ハ</sup>、表<sup>レ</sup>因<sup>ヲ</sup>願<sup>ヒ</sup>生<sup>ル</sup>彌勒<sup>ヲ</sup>、臨終ノ時<sup>ハ</sup>表<sup>レ</sup>果<sup>ヲ</sup>。願<sup>フ</sup>果位ノ彌陀ノ淨土<sup>ニ</sup>也。但<sup>シ</sup>安養・都率<sup>ハ</sup>一心ノ内ノ淨土ナレトモ、何<sup>ナル</sup>時<sup>ニ</sup>云<sup>ニ</sup>知足<sup>ト</sup>、何<sup>ナル</sup>日<sup>ニ</sup>云<sup>ニ</sup>安養<sup>ト</sup>故尙殘レリ。而<sup>シ</sup>圓頓行者三千觀ノ前<sup>ニ</sup>モ、斷惑證理ノ一面沙汰スル時<sup>ハ</sup>、轉<sup>シテ</sup>六識<sup>ヲ</sup>成<sup>スル</sup>妙觀察智<sup>ノ</sup>形有<sup>リ</sup>。三觀圓明ノ觀斷<sup>ニ</sup>ト三惑<sup>ヲ</sup>云<sup>ニ</sup>ヘル安養往詣也。又中道ノ修行<sup>ト</sup>云<sup>ニ</sup>ヘルハ、佛好<sup>ミ</sup>中道<sup>ヲ</sup>、欲界ノ中天<sup>ニ</sup>居<sup>ル</sup>義也。サレハ都率<sup>ト</sup>云<sup>ニ</sup>時<sup>ハ</sup>、不<sup>レ</sup>向<sup>ニ</sup>斷惑<sup>ニ</sup>。惑即法界ノ義也。所以<sup>ニ</sup>都率<sup>ハ</sup>欲界ノ天也。サレハ中古ノ明匠<sup>ハ</sup>都率天<sup>ヲ</sup>名<sup>ニ</sup>欲即法界ノ道場<sup>ト</sup>云<sup>ニ</sup>ヘリ。

(中略)

一。報恩坊永成ノ義<sup>ニ</sup>云、生存ノ時願<sup>ニ</sup>知足<sup>ニ</sup>云<sup>ニ</sup>フ證據<sup>ハ</sup>、誠<sup>ニ</sup>不審也。但學者存<sup>スル</sup>事アリ。前唐院經藏ノ四悔ノ中ノ發願<sup>ニ</sup>ハ、面奉彌勒文、正念往生安樂國<sup>ハ</sup>、正念往生都率<sup>ト</sup>云<sup>ニ</sup>文。是<sup>ハ</sup>天台自筆ノ本也。仍<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>爲<sup>ス</sup>證據<sup>ト</sup>也。但<sup>シ</sup>難<sup>シテ</sup>之<sup>ヲ</sup>懺法<sup>ハ</sup>南嶽ノ御作也。非<sup>ニ</sup>天台ノ御誓願ノ證<sup>ニ</sup>云々。會<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。總<sup>シテ</sup>懺法<sup>ハ</sup>南嶽ノ作、天台ノ作異義也。如<sup>シ</sup>上ノ。縱<sup>シ</sup>南嶽ノ釋也<sup>ト</sup>云<sup>ニ</sup>ヘトモ、發願ノ段計<sup>リ</sup>天台ノ御釋也<sup>ト</sup>傳<sup>ル</sup>也云々。但此一段天台ノ御釋也<sup>ト</sup>云證據未<sup>レ</sup>勘<sup>ヘ</sup>、可<sup>レ</sup>尋<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。

『法華懺法私』は西教寺正教藏所藏の寫本で、奥書に承應

元年（一六五二年）とあるものの、著者や底本などの詳細は不明である。假に底本があるとすれば、文中に登場する人物名から、鎌倉中期以降に著された文献と考えることができる。引用した箇所をみると、冒頭に「尋云」とあって、湛然の『止観輔行傳弘決』の記述と法華懺法の發願段に示される記述の差異を問題としている。すなわち、『止観輔行傳弘決』卷一之一にある「大師生存常願<sup>18</sup>生<sup>19</sup>兜率<sup>20</sup>。臨終乃云<sup>21</sup>觀音來迎<sup>22</sup>。」という記述によつて、智顛は生前兜率天へ生まれることを願ひ、臨終には觀音が來迎しているが、法華懺法では極樂淨土への發願だけが示されている、と問いを立てているのである。ただし、これに對する「如何云」以下の回答をみると、都卒と安養、すなわち兜率天と極樂淨土はただ一所であつて、一念三千の内證が開いたならば法界はただ一念で、極樂淨土も兜率天も一心の内にある、といった若干論點をずらしたような内容が示されている。

しかし、中略以降を見ると「報恩坊永成義」として、發願段の原型に關する興味深い記述がみえる。すなわち、學者の存する事として、前唐院の經藏には四悔の發願が「面奉彌勒」と「正念往生都率」になつている本があり、これが「天台自筆本」、つまり、智顛の自筆本であるとしているのであ

彌勒・彌陀信仰よりみる『法華三昧行法』と法華懺法（矢島）

る。ちなみに、『法華懺法私』には、この箇所以外にも前唐院の本について言及する箇所があり、その言及が現存する『法華三昧行法』の内容にもあてはまることから、ここでの「前唐院經藏四悔中發願」も『法華三昧行法』の發願段を指しているといえる。「前唐院」といつた場合、通常は慈覺大師圓仁の住坊や圓仁自身を指す語であるため、『法華懺法私』の「前唐院」もその意味であるとすれば、圓仁の住坊にあつた經藏には兜率天への往生發願を示した『法華三昧行法』が藏されていたことになる。ただし、この「報恩坊永成」という人物の詳細は不明であるため、その眞偽を確かめることは難しく、また、管見の限り、比叡山や叡山文庫には『法華三昧行法』の寫本が現存していないため、前唐院本の内容も確認できない。しかし、『慈覺大師傳』によれば、法華懺法を日本へ「改傳」したのは圓仁であるとされているため、この説には一定の説得力もある。よつて、ここでの記述が正しければ、發願段の原型は兜率天への往生發願であつた可能性が高い。

また、そもそも『法華三昧行法』は、『法華經』普賢菩薩勸發品と『觀普賢菩薩行法經』を典據としていられるため、これらの記述からも往生思想を検討する必要がある。『法華經』



普賢菩薩勸發品では、釋迦滅後の『法華經』の行者を普賢菩薩が守護することを誓い、受持・讀誦・解説する者の功德として「若有<sup>レ</sup>人受持・讀誦解<sup>二</sup>其義趣<sup>一</sup>、是人命終、爲千佛授<sup>レ</sup>手、令<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>恐怖不<sup>レ</sup>墮<sup>二</sup>惡趣<sup>一</sup>。即往<sup>二</sup>兜率天上彌勒菩薩所<sup>一</sup>。」<sup>(2)</sup>と、兜率天へ往生できることが説かれている。『觀普賢菩薩行法經』には往生に關する記述はないが、同經も『法華經』普賢菩薩勸發品と同様に釋迦滅後の行法が説かれているため、兩經の關係は深い。周知の通り、『法華經』には阿彌陀佛が説かれる場面もあるが、それが直ちに『法華經』全體の往生思想と結び付くとは言えず、『法華三昧行法』が典據とする『法華經』普賢菩薩勸發品と『觀普賢菩薩行法經』の記述をみると、初期の發願段は兜率天への往生思想であつたと考へるのが穩當ではなからうか。

以上、『法華三昧行法』の發願段の原型が兜率天への往生發願を示していた可能性を指摘したが、原型が兜率天への往生發願であつたとしても、『法華三昧行法』から法華懺法が成立する過程で、發願段が極樂淨土への往生發願へと確立していることは明らかである。したがって、發願段の文句がどのようにして確立したのかを検討する必要があるが、資料的な制約もあり、『法華三昧行法』や法華懺法の次第本からは

明確な轉換點を窺い知ることができない。また、日本における彌勒信仰と彌陀信仰の思想的な交渉という點に注目すれば、奈良期から平安期にかけて、彌勒信仰が優位な状態から彌陀信仰が優位な状態へと徐々に變化していく流れが、法華懺法の次第確立にも影響を與えていることは當然考えらう。それらを踏まえてさらに検討していく必要もあるが、本稿では以下に、法華懺法という儀禮が平安期から鎌倉期にかけてどのような役割を擔つたのかという點に注目し、次第が確立していく背景を考察してみたい。

#### 四 法華懺法の儀禮としての役割と

##### 次第確立の關係

『法華三昧行法』を日本へ將來したのは鑑眞（六八八―七六三）や最澄（七六六、一説七六七―八二二）であり、同書を行法ではなく儀禮として最初に行つたのは最澄であると思われる。<sup>(3)</sup>『三寶繪』卷下の「比叡の懺法」には、「弘仁三年七月ニ法華堂ヲ造テ、大乘ヲヨマシムルコトニヨルヒルタ、ズ。（中略）春夏秋冬ノハジメノ月ニイタルゴトニ、十二人ノ堂僧ヲモチテ、三七日ノ懺法ヲ、コナハシム。」<sup>(4)</sup>とある。この懺法の詳細は定かではないが、「十二人ノ堂僧」とあるため、恐

らく複数名で『法華三昧行法』の讀誦や懺悔を行う儀禮であったのであろう。<sup>25</sup> また、最澄がどのような目的でこの懺法を行わたのかも定かではないが、『法華經』が護國三部經の一つであったことを考えると、懺悔による鎮護國家を目的としていたのかもしれない。

このように『法華三昧行法』の儀禮化は最澄によって始まったと思われるが、平安中期以降になると、法華懺法は儀禮として特別な役割を擔うようになる。

例えば、『慈惠大僧正御遺告』には、「卅九日間念佛追誦事。法華堂十二僧。於三御堂三時可レ修懺法。常行堂十四僧。於三御堂三時可レ行念佛。」<sup>26</sup>とあって、良源（九二—九八五）の没後四十九日の供養として、法華堂での懺法と常行堂での念佛が遺言されている。つまり、追善の儀禮として懺法が修されているのである。

また、『御堂關白記』には、寛弘二年（一〇〇六年）一〇月一日に藤原道長（九六六—一〇二八）が淨妙寺の三昧堂で催した法會の記録があり、その中で「白佛言、此願非爲現世榮耀・壽命福祿。只座此山先考・先妣及昭宣公・諸亡靈爲無上菩提。從今後來々一門人々爲引導極樂也。」<sup>27</sup>と、法會の願旨が先祖や子孫の無上菩提と極樂往生にあったこと

彌勒・彌陀信仰よりみる『法華三昧行法』と法華懺法（矢島）

が示されている。この時の法會は前後の記述などから『法華三昧行法』に依った法會、あるいは法華懺法であったと考えられ、ここでも追善儀禮として修されていたことがわかる。このような法華懺法を用いた追善儀禮の營爲は、平安期以降の貴族の日記にも度々みることができ<sup>28</sup>。

さらに時代を下げれば、後白河法皇（一一二七—一九二）の『梁塵秘抄口傳集』にも、法皇が今様の師であった乙前の追善を祈る場面で懺法を修した記憶がみえる。すなわち、『梁塵秘抄口傳集』卷一〇には、「朝には懺法を誦みて六根を懺悔し、夕には阿彌陀經を誦みて西方の九品往生を祈る事、五十日勤め祈りき。」とあって、法華懺法と彌陀念佛の併修によって乙前の追善が祈願されている。<sup>29</sup>

このように、法華懺法は平安中期以降に彌陀念佛と併修され、極樂淨土への往生を祈願する儀禮として、また、亡者の追善の儀禮として修されていたことがわかる。<sup>30</sup> したがって、この頃には發願段の文句も極樂淨土への往生發願が主流になっていったと考えることができよう。こうした背景には、平安中期の良源や源信（九四二—一〇一七）による叡山淨土教の發展も當然影響しているであろう。<sup>31</sup>

ただし、平安中期頃に法華懺法の發願段が完全に確立した

のかといえ、そうでもないようである。例えば、鳥羽法皇（一一〇三—一一五六）の御願寺であった安樂壽院の塔建立の起請文には、「建<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>寺院<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其數<sub>一</sub>、本御塔爲<sub>二</sub>最尊無常遷化之<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>籠<sub>二</sub>遺身於塔下<sub>一</sub>之故也。僧侶中禪衆等殊<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>哀<sub>二</sub>憐<sub>一</sub>至于慈尊三會之曉。永可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>善知識<sub>一</sub>矣。」<sup>34</sup>とあって、鳥羽法皇のために法華三昧を修す「禪衆」という僧侶に對し、「慈尊三會之曉」まで善知識となることが求められている。つまり、彌勒菩薩下生の後に開かれる龍華三會まで禪衆に善知識となることを求めているのであるから、ここで修されていた法華懺法の發願段は、兜率天への往生を發願する文句であつたはずである。よつて、平安末期にも兜率天への往生を發願する次第が残つていたということになる。

以上より、法華懺法が追善儀禮として認識され、彌陀念佛と併修されることで、發願段の唱句も極樂淨土が優勢になつたと考えられるが、ある時期までは兩發願段が併存してゐたということになる。しかし、いずれにしても鎌倉中期以降に現存する法華懺法の次第本は發願段が極樂淨土への往生發願となつてゐるため、發願段の内容は平安末期から鎌倉初期にかけて極樂淨土への往生發願へと確立していつたと考えられる。そして、現存する法華懺法の次第本間では唱句の差異が

ほばないため、法華懺法の全體の次第もこの時期に確立した可能性が高いといえよう。

## 五 結語

本稿では、『法華三昧行法』と法華懺法にみえる彌勒・彌陀信仰に注目し、次第成立の背景を検討した。法華懺法の發願段には阿彌陀佛の極樂淨土への往生發願が示されるが、古本とされる『法華三昧行法』の發願段には、彌勒菩薩の兜率天への往生發願も混在して示されていた。これについて先行研究では、混在した状態が『法華三昧行法』の原型であるとする解釋と、極樂淨土への往生發願を示すものが原型とする解釋が示されていたが、本稿では、これまでの研究で注目されていなかった『法華三昧行法』の寫本と法華懺法の註釋書の記述に注目し、それらとは異なる解釋を提示した。すなわち、兜率天への往生發願を示す文句が『法華三昧行法』の原型で、そこに極樂淨土への往生思想が混入し、法華懺法の次第において極樂淨土への往生發願に確立したとする解釋である。ただし、いずれにしても現存する鎌倉中期以降の法華懺法の次第本は、發願段が極樂淨土への往生發願で確立しているため、平安中期以降の諸文獻によつてその背景を検討し

た。その結果、平安中期以降、法華懺法が極樂淨土への往生を祈願する儀禮として、また、亡者への追善の儀禮として認識されるようになったことで、發願段の文句も徐々に確立していったのではないかと推定した。また、鎌倉中期以降の法華懺法の次第本間では唱句の差異がほぼないため、法華懺法の次第全體も平安末期から鎌倉初期にかけて確立した可能性が高いと考えられる。

法華懺法の成立を原典である『法華三昧行法』や法華懺法から追うことには資料的な限界があるため、今後は平安期の貴族の佛事營爲や天皇、上皇の佛事營爲などをさらに調査し、法華懺法が儀禮として成立し營まれていく過程を追究していきたい。

### 〔付記〕

法華懺法の次第本及び『法華三昧行法』諸本の閲覽・撮影・寫眞帳複寫に際し、青蓮院門跡、大原勝林院、谷中天王寺、金澤文庫、天台宗典編纂所の関係者様には多分なる御配慮と御協力を賜りました。感謝申し上げます。

本稿は、二〇二一年度早稲田大學特定課題研究助成費（研究基盤形成）(2021C-676) による研究成果の一部である。

彌勒・彌陀信仰よりみる『法華三昧行法』と法華懺法（矢鳥）

### 〔註〕

(1) 大正藏卷四六には中國宋代の遵式（九六四—一〇三二）が校訂した『法華三昧懺儀』があるが、同書と『法華三昧行法』を法華懺法の次第本と比較すると、法華懺法の次第本は『法華三昧行法』から文句を採って唱句を構成していることがわかる。そのため、本稿では『法華三昧懺儀』との比較は行わない。

(2) 法華懺法の主要な先行研究には、佐藤哲英『天台大師の研究―智頭の著作に關する基礎的研究―』第二篇第三章「法華三昧懺儀」（百華苑、一九六一年）、鹽入良道「慈覺大師改傳・相傳の懺法について」（同「中國佛教における懺法の成立」所收、大正大學天台學研究室、二〇〇七年）、大内典「觀行としての聲明―法華懺法にみるその美的表現力と權能―」（同「佛教聲の技―悟りの身體性―」所收、法藏館、二〇一六年）がある。また、法華懺法を含む天台聲明の研究に關しては、天納傳中氏に多くの論攻があり、その成果は『天台聲明―天納傳中著作集―』（法藏館、二〇〇〇年）に收められている。しかし、『法華三昧行法』から法華懺法が成立した過程については、いまだ不明な點が多く残っている。

(3) 如法懺法については、拙稿「如法懺法について」（『天台學報』六三、二〇二一年）を参照。拙稿では、現存する法華懺法の次第本（鎌倉中期）以前の次第や法華懺法の實修を検討するため、平安末期以降に流行した如法經寫經會で修されて

いた懺法に注目した。そして、その懺法が大原來迎院で修されていた如法懺法であり、法華懺法の前段階にあたる懺法であること、またその成立に良忍が深く關與していることを指摘した。

- (4) 『昭和現存天台書籍綜合目録』によれば、法華懺法の次第本の古本は青蓮院門跡吉水藏所藏本であるが、同次本には書寫された年数の記載がない。『昭和現存天台書籍綜合目録』卷下では、その書寫年代を鎌倉時代（八九六頁中）、『青蓮院門跡吉水藏聖教目録』（吉水藏聖教調査團、一九九九年）では鎌倉時代中期（五一三頁上）としている。また、現在、日本天台宗で日常勤行に用いられている『天台課誦』（芝金聲堂、一九九九年）所收の法華懺法や、大正藏卷七七所收の法華懺法（妙法院藏版本）の發願段も同様の唱句である。

- (5) 稱名寺所藏の寫本については、『金澤文庫資料全書』佛典第三卷、天台篇1（神奈川県立金澤文庫、一九七九年）の翻刻、及び解説を参照。前掲註（2）の佐藤氏論攷では稱名寺所藏の弘安九年寫本を古本としている。また、この他に日光天海藏に永正一四年（一五一七年）と奥書のある寫本が現存している。同本の情報は、『昭和現存天台書籍綜合目録』卷下（八九五頁中）に記載がある。發願段の文句は、青蓮院門跡吉水藏所藏の法華懺法や日本天台宗で日常勤行に用いられている法華懺法と同文で、極樂淨土への往生發願のみが示されている。稱名寺所藏の弘安九年（一二八六年）寫本や文保

元年（一三二七年）寫本と比較すると時代は相當下るが、稱名寺所藏の兩寫本は兜率天と極樂淨土の兩往生思想を混在して示しているため、極樂淨土への往生發願のみを示した『法華三昧行法』の寫本という點では、日光天海藏の永正一四年寫本が古本ということになる。なお、同寫本は天台宗典編纂所收集の資料に依った。

- (6) ちなみに、前掲註（1）で述べた邊式校訂の『法華三昧懺儀』の發願段は、「我比丘某甲至心發願、願命終時神不亂、正念直往生安養、面奉彌陀值衆聖、修行十地勝常樂。」（大正四六・九五三頁中）となっているが、前述の通り、法華懺法は同書ではなく『法華三昧行法』から文句を採って唱句を構成しているため、稱名寺所藏の寫本や法華懺法の次第が『法華三昧懺儀』から影響を受けた可能性は低いと思われる。

- (7) 前掲註（5）の『金澤文庫資料全書』の解説を参照。多田氏は『法華三昧行法』の記述をもとに、發願段は「各行者の心に随つて立願することが許されており、金澤文庫本はそれに添うものと考えられる」としつつ、「智顛の入寂直前の用心について傳えることから推論すれば、「昇生上兜率」の一句を加えた金澤文庫本が、原書型態に添うものであったと考えられる。」（二二四頁）と考察している。

- (8) 前掲註（2）の佐藤氏論攷を参照。佐藤氏は兜率天と極樂淨土の兩往生思想をそれぞれに示す『法華三昧行法』が存在していたことは認めつつも、「法華經中に本來存する彌陀信

仰が、流れ来たって智頭によってかかる發願文にな」(一四九頁) ったと、智頭が『法華三昧行法』を作った時点で發願段は極樂淨土への往生發願であったとしている。

(9) 『魚山叢書』所收の『法華三昧行法』の閲覽には、東京大學史料編纂所所有の寫眞帳を利用した。

(10) 傍註の「往生」「安樂」「國」の下には、それぞれ小さく「イ」と記されている。また、傍註の字體は本文の字體と同様のため、恐らく書寫した人物が異本の情報を書き入れていると思われる。

(11) 『昭和現存天台書籍綜合目錄』巻下・八九五頁中には、「魚山叢書」耳宮五所收の『法華三昧行法』の奥書として「文安二年(1445)九月十六日一校了 行圓」とある。

(12) さらに「久安二年」の傍註として右に「近衛帝」、左に「皇紀一八〇六年(良忍滅後十五年)」とある。ただし、この傍註が底本の時点からあったものか、叢書編纂時や後世に追加されたものかは定かでない。

(13) 『昭和現存天台書籍綜合目錄』索引増補、一三七頁下参照。

版本の冒頭には「天王寺福田藏」の印の他に「寶積第九世藏」という印もあるが、その詳細は不明である。恐らく天王寺福田藏に所藏される前の所藏者であると思われる。ちなみに、前掲註(2)の鹽入氏論放(七九六頁)では、「北谷教王房藏寛永廿一年版本」という版本に言及があるものの、所藏場所などについては記載がない。『昭和現存天台書籍綜合

彌勒・彌陀信仰よりみる『法華三昧行法』と法華懺法(矢島)

目錄』巻下には、「寛永廿一年刊」(八九五頁)の版本の情報がいくつか記されているため、恐らくこれらは全て同じ版本ではないかと思われる。今後、叡山文庫などで調査を進めていく豫定である。

(14) 法華懺法の先行研究において註釋書類の記述に特に注目したのは、前掲註(2)の大内氏論放である。大内氏は、法華懺法において『法華三昧行法』から坐禪が省かれ、六根懺悔と『法華經』安樂行品の讀誦に比重が置かれている點に注目し、それらが後世の日本天台でどのように認識されていたのかを註釋書類を用いて論じている。

(15) 『天台宗全書』巻一一(第一書房、一九七四年)には一九二二年から一八三五年の間に著された法華懺法の註釋書七點が収録されている。

(16) 天全一一・一六八頁上下。

(17) 『正續天台宗全書目錄解題』八一頁上〜八二頁上参照。

(18) 大正四六・一四八頁中下。

(19) 『法華懺法私』巻上(天全一一・一〇六頁下)には「一。供養文下、是諸衆等、人各踴跪。此二句、前唐院御本無之。」とあり、法華懺法の次第中、供養文にある「是諸衆等、人各踴跪」という語が「前唐院本」にはないことが指摘されている。この供養文の文句は法華懺法の次第本にある文句で、『法華三昧行法』にはない。したがって、ここでの「前唐院本」とは『法華三昧行法』を指していると考えられる。

ちなみに、管見の限り、「是諸衆等、人各踰跪」の句は知昇『集諸禮懺儀』卷上(大正四七・四五頁中)にしかないため、「供養文」は同書を参照して作られた可能性も考えられる。また、大正藏所收の『集諸禮懺儀』の註には「人各踰跪」の「人」を「各」とする異本もあるとされ、この異同は『國清百錄』(大正四六・七九五頁下〜七九六頁上)所載の「請觀世音懺法」や「金光明懺法」に出る「是諸衆等、各各互跪」に若干通じている。この點については、前掲註(2)の鹽入氏論攷でも敦煌文獻などを用いた考察がなされている。

(20) 『慈覺大師傳』(續天全、史傳2・六七頁上)には、「大師(圓仁)於<sub>レ</sub>是改<sub>二</sub>傳法華懺法。先師(最澄)昔傳<sub>二</sub>其大綱、大師(圓仁)今弘<sub>二</sub>此精要。(括弧は筆者追記)」とあり、最澄の弟子である圓仁が入唐により法華懺法を「改傳」したとしている。しかし、ここでの法華懺法が現行の法華懺法と同様であるかは定かでない。この點については、『慈覺大師傳』の記述も含めて今後検討する豫定である。

(21) 大正九・六一頁下。

(22) 『法華經』藥王菩薩本事品には、「若有<sub>二</sub>女人、聞<sub>二</sub>是經典一如<sub>レ</sub>說修行、於<sub>二</sub>此命終、即往<sub>二</sub>安樂世界阿彌陀佛、大菩薩衆圍繞住處、生<sub>二</sub>蓮華中寶座之上。」(大正九・五四頁中下)と、女人の極樂淨土への往生が説かれている。

(23) 『唐大和上東征傳』には「行法花懺法一卷」(『群書類從』

第五輯、五三九頁上)とあり、最澄の將來目錄である『台州錄』には「妙法蓮華經懺法一卷或名三智光大、一十八紙」(大正五五・一〇五五頁中)とあるが、管見の限り、最澄より前に法華懺法や『法華三昧行法』の行法が行われた記録は確認できない。

(24) 『新日本古典文學大系』三二・一四三頁〜一四五頁。

(25) この懺法は後に「四季懺法」と稱され、行儀として定着していったようである。例えば、『本朝文粹』卷一二所收の具平親王(九六四—一〇〇九)作『普賢菩薩讚并序』には「就中建<sub>二</sub>立普賢道場、勤<sub>二</sub>修法華三昧<sub>一</sub>之輩、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>勝計<sub>一</sub>。十餘年來、畿内畿外、或年之<sub>二</sub>季四季、修<sub>二</sub>習普賢行、演<sub>二</sub>說一乘經。」とあり、法華懺法と『華嚴經』の普賢菩薩を對象とした「普賢講」が盛んに行われたことが示されている。また、史實とは言えないが、長久年間(一〇四〇—一〇四四)成立の鎮源撰『法華驗記』卷中五「愛太子山朝日法秀法師傳」、卷下八二「多武峰增質上人」にも四季懺法を行った行者の記述がみえる。

(26) 『群書類從』第二四輯・六四六頁。

(27) ただし、ここでの懺法が鎌倉中期以降に次第本が残る法華懺法と同様であったかは定かでない。

(28) 『御堂關白記』寛弘二年一〇月一九日條を参照。ちなみに、この時に行われた法會が現行のような法華懺法であったかは定かでないが、引用箇所の前に出仕僧の名と配役が示され、

配役として「散華」「引導」「讚衆」などがある點は注目し得る。なぜなら、これらは奈良期から日本で行われていたとされる四箇法要（「唄匿」「散華」「梵音」「錫杖」）を連想させる配役であるからである。つまり、これらの記述は、この法會の場で四箇法要が行われていた可能性を示している。周知の通り、四箇法要は論義法要の前などに行われるため、ここでも四箇法要の後に法華懺法が行われていた可能性が考えられる。また、法華懺法の次第本には、「法華三昧行法」の内容に「唄」や「錫杖」が追加されているものもあるため、法華懺法の次第成立と四箇法要の關係についても今後考究する必要がある。

(29) 例えば、九條兼實（一一四九—一二〇七）の日記『玉葉』にも多くの記録が残っている。これについては、高木豊「院政時代の法華懺法―『玉葉』よりみたる―」（『佛教と民俗』一四、一九七七年）でも論じられている。管見の限り、平安貴族が追善供養として懺法の法會を催した記録で最も古いものは、『小記目録』天元五年（九八二年）八月一四日頃の記録である。同書には「贈太皇太后藤原安子ノ御爲メニ、延暦寺ニ於テ、御懺法ヲ修セラル。」（『大日本史料』第一編一九冊・二五六頁）とあり、村上天皇（九二六—九六七）の中宮であった藤原安子（九二七—九六四）の追善供養が行われている。ただし、ここでの「御懺法」が法華懺法であったかは定かでない。

彌勒・彌陀信仰よりみる『法華三昧行法』と法華懺法（矢島）

(30) 『日本古典文學大系』七三・四五三頁参照。『梁塵秘抄』には懺法歌として「一心敬禮聲澄みて、十方淨土に隔てなし、第二第三數毎に、六根罪障罪滅す」という一首が収録されていることも有名である。同歌については小島裕子「一心敬禮聲澄みて」考―法文の歌が生みだされる場―（『文學』一〇―二、一九九九年）を参照。ちなみに、懺法と念佛を併修する行儀については、鎮源撰『法華驗記』卷中五一「楞嚴院境妙法師傳」、卷下百一一六「筑前國優婆塞傳」にもみえ、臨終の場面や追善供養のために法華懺法が彌陀念佛とともに修されている。『法華驗記』の各傳中で示される法華懺法の特徴については、日本印度學佛教學會第七二回學術大會（二〇二一年九月四日）にて『法華驗記』にみる法華懺法」と題して發表した。また、法華懺法と彌陀念佛や阿彌陀經の讀誦を併修する行儀は「朝法華、夕念佛」、「朝題目、夕念佛」、「朝懺法、夕例時」などの語を想起させる。「朝題目、夕念佛」に關する先行研究については、柳澤正志「日本天台における淨土教の地位」（同『日本天台淨土教思想の研究』所收、法藏館、二〇一八年）を参照。柳澤氏は「朝題目、夕念佛」に代表される法華・淨土雙修の行儀には三つの意味が求められるとし、その第一に「追善供養としての役割」を擧げて、『慈惠大僧正御遺告』や『梁塵秘抄口傳集』の記述を典拠としている（一八頁）。柳澤氏の論放では、日本天台の淨土教思想が成立していく過程で『法華經』を中心とする天台教學



大學出版會、二〇一〇年）を參照。

〈キーワード〉法華懺法、法華三昧行法、稱名寺、魚山叢書

と極樂淨土を願う淨土教がどのような關係にあったのかを扱っているが、その過程において法華懺法は、法華・淨土雙修の行法として重要な役割を擔つていたと考えられる。

- (31) 法華懺法が追善の儀禮として認識されていた点については、前掲註(2)の大内氏論攷でも指摘されている。また、法華懺法が後白河法皇によって宮中にて御懺法講として修され、その後、江戸末期まで天皇の父母の追善儀禮として催されていた点も、その認識を強める要因になった可能性が考えられる。

- (32) 周知の通り、源信撰『往生要集』では兜率天への往生も許容しているが、極樂淨土への往生を顯揚したことが法華懺法の發願段へ與えた影響も十分に考えられよう。また、法華懺法の前段階にある「如法懺法」と關係が深い良忍が念佛者であったことも何らかの影響を與えていると思われる。

- (33) 東京大學史料編纂所影印叢書『平・安鎌倉古文書集』（八木書店、二〇〇九年）一九五頁〜一九六頁。この起請文は保延五年（一一三九年）の作とされる。

- (34) ここでの「禪衆」とは、鳥羽法皇の追善供養を行う法華三昧僧のことであるとされる。この点については、矢野立子「法華堂における禪衆について」（『日本女子大學紀要 文學部』六六、二〇一六年）を參照。また、鳥羽法皇の往生思想と追善儀禮に關しては上島亨『日本中世社會の形成と王權』第四章「(王)の死と葬送―穢と學侶・聖・禪衆―」（名古屋